

地球環境部会の専門委員会の運営方針について

平成15年8月11日
地球環境部会長決定

1. 会議の公開及び出席者

(1) 会議の公開

- ① 専門委員会は、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益をもしくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とし、それ以外の場合には公開するものとする。
- ② 前項の公開又は非公開の取扱いは、当該専門委員長が決めるものとする。
- ③ 専門委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限をすることができる。

(2) 代理出席

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料の送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

2. 会議録等

(1) 会議の内容

- ① 専門委員会の会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 専門委員会の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

(2) 会議録の配布

専門委員会の会議録は、当該専門委員会に属する委員等に配布するものとする。

(3) 会議録及び議事要旨の公開

- ① 公開で行った専門委員会の会議録は、公開するものとする。
- ② 専門委員会の会議の議事要旨は、公開するものとする。
- ③ 専門委員会の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

3. その他

上記に規定するもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員長が定めることができるものとする。